⑹　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、経常ＪＶにあっては構成員のうちの１社が、下記１）から４）までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事に配置できるとともに、その他の構成員は下記１）及び４）の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

１）１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成21年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した上記⑸４）から６）までの要件をすべて満たす電気設備工事（同一工事かつ同一敷地内の建築物の実績であること。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、建築一式工事の経験は認められない。）。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を経験として求める期間に加えることができる。

同種工事の経験が、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注の工事又は工事成績相互利用対象工事である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。

また、申請書及び審査資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び審査資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合は、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。

３）配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び審査資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

５）在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）、「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和６年３月26日付け国不建技第291号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

また、申請書及び審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記１）から５）までの基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

⑺　当該工事の技術提案にあたっては、入札説明書及び図面等を参考として、適切な提案を立案し、その内容を示した資料を提出すること。なお、資料の記載内容が適正でない（未記載を含む。）場合は競争参加資格を認めない。

⑻　本工事に経常ＪＶとして申請書及び審査資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び審査資料を提出することはできない。

⑼　申請書及び審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注の工事で、令和４年度及び令和５年度において各年度の電気設備工事（以下「当該工事種別」という。）の工事成績評定点の平均点がどちらも60点未満の場合は欠格とする。

⑾　申請書及び審査資料の提出期限の日において、低入札工事を受注したことにより、近畿地方整備局が発注する新たな工事への参入を制限されていないこと。

⑿　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。

⒀　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。詳細は入札説明書による。

⒁　入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び図書等に基づき申請書及び審査資料を作成すること（ただし、電子記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記４⑵⑹に持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び審査資料を作成した者も可とする。）。

⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札に関する事項

㋐　「技術提案」　「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」及び「生産性向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

指定テーマ

⒜　配管配線（ケーブル含む）の信頼性、保守性又は将来拡張性向上のための施工上の工夫とその効果

⒝　配管配線（ケーブル含む）の施工時における生産性向上に関する工夫とその効果

㋑　「賃上げ評価」　従業員へ賃金引き上げ計画を表明した企業等について評価する。

㋒　「施工体制」についての評価項目は以下のとおりである。

⒜　施工体制確保の確実性

⒝　品質確保の実効性

㋓　総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案の評価による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

⒜　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

⒝　上記㋐から㋒の内容が適正であること。

⒞　評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

⑵　提案について

㋐　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、指定テーマについての評価の配点は60点とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。

㋑　賃上げ評価については、賃上げの実施を表明すれば４点を与える。

㋒　施工体制については、「施工体制確保の確実性」及び「品質確保の実効性」について３段階で判定し、その評価に応じて、それぞれ15／５／０点の加算点を与えるものとする。

⑶　上記⑴において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑷　技術提案の履行に関する事項　受注者の責により履行義務を負う技術提案が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。